

支給手続き

支給の要件

①賃金引上計画

事業場内の時間給800円未満の労働者(雇入れ後6月を経過していること)の賃金を40円以上引き上げる計画を作成し、実施すること。

※引上げ後の賃金額を就業規則で明記すること。

②業務改善計画

業務改善(労働能率の増進に資する設備・器具の導入等)に係る計画を作成し、実施すること。

※単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輛など社会通念上当然に必要な経費は除きます。

支給額

常時使用する労働者の数が31人以上の企業は業務改善に要した経費の2分の1、常時使用する労働者の数が30人以下の企業は、業務改善に要した経費の4分の3となります。ただし、以下の上限額が設けられています。

①最も低い賃金額を40円以上引き上げた場合	●上限額は100万円
②10人以上(時間給等800円未満)の賃金額を60円以上引き上げた場合	●10~14人引き上げた場合の上限額は130万円 ●15~19人引き上げた場合の上限額は140万円 ●20人以上引き上げた場合の上限額は150万円

※平成26年度以前に業務改善助成金の交付を受けている場合は交付対象外となります。

お問い合わせ先

島根県最低賃金総合相談支援センター

〒690-0886 松江市母衣町55-4 (一社)島根県経営者協会内

<http://www.shimanekeikyo.com/>

☎ 0120-311-615 (電話相談センター)



お問い合わせ・申請先

島根労働局労働基準部賃金室

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5F

TEL.0852-31-1158